

# 陳情文書表

【令和2年12月定例会議】

受理年月日	受理番号	提出者	付託委員会
令和2年11月12日	陳情第4号	小松島市金磯町9番10号 川脇 希右	総務 常任委員会

(件名・要旨)

小松島市の公務員倫理に関する条例について、小松島市議会議員政治倫理条例第3条第7号と同様の規定を小松島市長に追加するよう要求する陳情

【陳情の要旨】

中山市長の実弟ほか親族が役員を務める建設会社が市内にあり、市長就任以前には入札参加、受注実績がある。中山市長の就任後もこの会社に対して指名競争入札の通知が送られている。

市長が経営する会社は、地方自治法第142条により、工事請負入札、受注ができないこととなっている。議員が経営する会社についても地方自治法第92条の2により同様の結論となる。これらの規定は市政に関わる市長、議員の最低限の公平公正さを担保する規定であり、最低限の制約である。

さて、この規定を条例上強化することについては可能という解釈であり、最高裁の判例も認めるところである（徳島市公安条例事件大法廷判決・最大判昭和50年9月10日）。全国各地の自治体での事例がある。

小松島市においても、議員に関しては、小松島市議会議員政治倫理条例（平成21年3月27日条例第16号）（以下「市議会議員政治倫理条例」という。）

（政治倫理基準の遵守等）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをするよう働きかけないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけないこと。
- (5) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に係る企業、団体等から政治活動に関する寄附を受けないこと。その後援団体についても同様とすること。
- (6) 市職員の採用、昇任又は異動に関して、推薦等を行わないこと。
- (7) 議員の配偶者、2親等以内若しくは同居の親族又は議員が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約の締結を行わないこと。

市議会議員倫理条例第3条第7号により、議員が経営する一定の範囲の親族企業は工事請負その他業務委託、物品納入等の契約ができないこととなっている。

一方、本市の市長の場合は、以下のとおりである。小松島市の公務員倫理に関する条例（平成19年3月29日条例第7号）（以下「市公務員倫理条例」という。）

（市長が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 市長は、市民の負託と信頼にこたえるため、自らの権限と責務を深く自覚し、常に高い倫理を保持し、公正かつ公平な市政の運営及び市民福祉の増進に努めなければならない。

2 市長は、職員に対し、その公正な職務の執行を妨げる等自らの権限又は地位のもたらす影響力を私的な目的のために行使してはならない。

3 市長は、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならず、特に市が行う工事の請負契約等について、金品の授受にかかわらず、特定の事業者等を推薦し又は紹介する等有利な取扱いをしてはならない。

市公務員倫理条例の規定は抽象的であり、市長自らが役員ではない親族企業の受注を制約していない。このことは、市全体で考えると、より積極的に建設工事等の入札に関与する市長は制約が緩くて、予算議決等を行う議会議員の制約が厳しいというアンバランスな結果となっており、妥当でない。

また、市長は自ら襟をただし、一定の範囲の親族企業の入札・受注等を制約することが公正公平な市政運営に資するものと考えられる。

そこで、市議会としては、市長に対して、市議会議員政治倫理条例と同様の要件の規定を市公務員倫理条例に追加するよう求めていただきたい。

#### 【陳情項目】

市長に対して、市議会議員政治倫理条例第3条第7号と同様の規定を市公務員倫理条例に追加する意見書の提出を求める。

（参考地方自治法条文）

#### 長の場合

地方自治法第百四十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

#### 議員の場合

地方自治法第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。